

契約不適合責任期間満了時の確認検査に関する特記仕様書

- 1 . 契約図書にて指定した契約不適合責任期間（以下「期間」という。）の満了時に確認検査を行う場合は、事前に市担当者と受注者にて協議の上、期間内に実施すること。
- 2 . 工事目的物に契約不適合が認められた場合は、発注者が期間内に受注者に通知することを原則とする。
- 3 . 前項の通知事項は、市担当者と協議の上、期限を定めて修補、代替物の引渡し等の履行を行うこと。発注者が催告をしても履行の追完がなされない場合又は追完が不能であるときなどは、協議を行うこと。